

島根原子力発電所 設置変更許可及び設工認の申請案件（2021年度～2022年度）

	号機	件名	申請(補正)概要	申請(補正)時期	備考
設置変更許可	2	特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置	設置許可基準規則42条要求設備として特定重大事故等対処施設を、設置許可基準規則第57条第2項要求設備として所内常設直流電源設備(3系統目)を設置する。	準備が整い次第、補正	
	3	「震源を特定せず策定する地震動」に係る新規制基準改正への対応	2021年4月21日、設置許可基準規則の解釈等の一部が改正されたことに伴い、「震源を特定せず策定する地震動」において新たに策定された「標準応答スペクトル」を考慮した地震動の評価を行う。	期限(2022年1月20日)までに補正	2号機については、基準地震動の変更が不要であることを説明する文書を2021年9月21日に提出済み
	3	新規制基準適合性確認	3号機の運転開始のため、規制基準・技術基準への適合性を示す。	準備が整い次第、補正	
	3	特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置	設置許可基準規則42条要求設備として特定重大事故等対処施設を、設置許可基準規則第57条第2項要求設備として所内常設直流電源設備(3系統目)を設置する。	3号機の新規制基準適合性確認に係る変更許可後に申請	
設工認	2	新規制基準適合性確認	2号機の再稼働のため、規制基準・技術基準への適合性を示す。	第2回補正: 2021年12月予定 第3回補正: 2022年3月以降予定	第1回補正:2021年10月1日
	2	固体廃棄物処理系 固化材の変更	固体廃棄物処理系で使用する固化材を、現在使用しているプラスチックからセメントに変更する。	準備が整い次第、申請	
	2	特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置	設置許可基準規則42条要求設備として特定重大事故等対処施設を、設置許可基準規則第57条第2項要求設備として所内常設直流電源設備(3系統目)を設置する。	2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に係る変更許可後に申請	